

徳島県告示第四百八十五号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（三級・四級基準点測量）	阿南市羽ノ浦町及び上大野町地内	令和元年九月二十七日から令和二年三月十九日まで